

# 平成 22 年分 町県民税の申告が始まります

(平成 21 年分確定申告)



まもなく、平成 22 年度町県民税申告（平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの所得）の時期となります。

今年も、旧公民館 1 階事務室で申告受付（納税相談）を行います。申告の必要があるのかどうか、必要ない場合でも、電話連絡が必要となるのかどうか、次により確認してください。

**問 1** 平成 22 年 1 月 1 日現在、三春町に住所がありましたか？

はい

いいえ

**問 2** 平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に収入がありましたか？

平成 22 年 1 月 1 日に住所があった市町村で申告してください。

はい

いいえ

**問 3-1** それどのような収入ですか？

給与所得者	平成 21 年中に退職したことなどにより、勤務先で年末調整を済ませていない方	申告必要
	2 か所以上から給与または報酬をもらっている方	
	給与以外にもその他の収入がある方	
	医療費控除、住宅借入金など特別控除を受けようとする方	
	年末調整ですべて精算が済んでいる方	申告不要
年金など	障害者年金だけの方 遺族年金だけの方 遺族恩給だけの方	①
	国民年金・厚生年金・農業者年金だけの方	②
	年金以外にその他の所得がある方	申告必要
生命保険・地震保険料控除・医療費控除などを受けようとする方		
その他	営業・農業・その他の事業を営んでいる方／不動産所得・配当所得・土地などの譲渡所得・一時所得・雑所得のある方	申告必要

**問 3-2** 生活費はどうしていましたか？

生活保護を受給している世帯の方	申告不要
同じ世帯の誰かに扶養されていた方	
失業中だった方	③
病気療養中だった方	
単身赴任者（町外）に扶養されていた方	
別の世帯の誰かに扶養されていた方（家族と別居している学生も含む）	

**①③に該当する方**

申告の必要はありませんが、電話などで具体的な内容について税務課へ連絡をしてください。

町県民税は非課税ですが、連絡がない場合は、未申告者となり所得証明書の交付が受けられなくなります。さらに、所得の判定による福祉・国保税関係の軽減措置等も受けられなくなります。

**【電話などによる連絡の受付期間】**

1 月 15 日（金）～ 2 月 1 日（月）

※土・日曜日は除きます。

**②に該当する方**

扶養控除などの各種控除を受けられる方は、申告が必要です。

※平成 17 年分の確定申告から、老年者控除（年齢 65 歳以上の方）が廃止されていますので、申告が必要となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

**申告する必要がある方**

**【申告の際にお持ちいただくもの】**

- 印鑑
- 給与所得または年金所得のあった方は、源泉徴収票や支払者の証明書など
- 営業、農業、その他の事業、不動産所得などのある方は収支計算のわかるもの
- ※ 農業所得の申告は、全て収支計算です。
- 領収書および証明書（平成 21 年中の支払分）
  - 国民年金保険料控除証明書
  - 生命保険料、地震保険料の証明書
  - 医療費の領収書（医療費控除がある場合）
  - その他支払った領収書など

申告が必要な方でも、電子申告をする方、青色申告の方、税務署で確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。また、税務署からの案内がある方や譲渡所得などのある方は、税務署で確定申告をしてください。